

募集中

メイアイヘルプユウの
活動に協力してください

メイアイヘルプユウの活動は3期目も順調に進んでいます。研究、研修、コンサルティング等の事業の他、特に中心的事業である「サービスの第三者評価事業」が有料で本格的に実施できるようになりました。ベテランの方、専門職の方、メイアイヘルプユウを支援して下さる方々と一緒に、「利用者の選択」を支援する活動を今後もさらに推進していきます。

〔調査員募集〕すでに会員の方で第三者評価に関心があり、調査員になって月に数日ご協力いただける方、ぜひご一報下さい。

〔会員募集〕メイアイヘルプユウの会員になって、一緒に活動を支援して下さる方、大歓迎中です!!

入会：郵便振替用紙の通信欄に所属と連絡先を記入し、会費を入金して下さい。

会費：① 入会金 - 1,000円。

② 年会費 - 正会員・2,000円、協力会員・1,000円、

個人賛助会員・一口 2,000円、団体賛助会員・一口 5,000円

口座：00160-0-173751 名義：特定非営利活動法人メイアイヘルプユウ

めいあい infomation

福祉サービスの第三者評価機関を認証するために東京都が説明会を開催したところ、株式会社その他60団体以上が参加したということでした。また、(財)日本医療機能評価機関は設立以来7年間で約700ヶ所の医療機関に対して第三者評価を実施していますが、今年度の診療報酬の改定で緩和ケア病棟を持っている病院や、外来でガンの化学療法治療を行っている病院に対して第三者評価を義務づけたところ、既に400件の申し込みがあったということです。サービスの質の向上と透明性確保のために第三者評価を必要とする動きは、今後ますます強くなっていくでしょう。

全国社会福祉協議会発行の福祉サービス第三者評価事業に関する冊子を希望者の方に送付致します。ご希望の方はご連絡下さい。(送料のみ180円)



これまでのあゆみ

1999年8月に設立総会を開催し、2000年2月に東京都でNPO法人の設立登記を完了、活動を始める。設立から現在まで、介護サービスの第三者評価事業(モデル実施→本格実施)を中心とし、その他研修、調査研究、コンサルティング等の事業を実施している。7月10日現在の会員数は個人会員70名、団体会員1社。

【編集後記】 (Little)

セミナー参加者のアンケート内容が昨年より格段に積極的になっており、第三者評価の広がりに関心の高さを実感しました。仕事の励みにしています。

特定非営利活動法人メイアイヘルプユウ
会報

発行人：新津 ふみ子

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-5-20
シティプラザ新宿1101

TEL/FAX 03-5273-0071

E-mailアドレス cci@mug.biglobe.ne.jp

発行日2002年7月10日 第3号 明・愛

NPO法人メイアイヘルプユウ会報



【介護サービスの質の向上と利用者の参加】-第三者評価の実践を通して-
セミナー開催報告 6月14日(金) 新宿区立新宿文化センターにて



昨年3月のセミナー(サービスの第三者評価の必要性と課題)に続き、今年もメイアイヘルプユウ主催で第三者評価に関するセミナーを開催しました。当日は梅雨の最中で、しかもW杯日本対チュニジア戦と重なりましたが、180名程の参加者が集まり、

盛況のうちに会が進行しました。プログラム(下記参照)は東京都福祉局の梶原氏の講演と第三者評価の実施機関、サービス事業者、利用者によるシンポジウムという構成で、会場の参加者から評価の実施に関して具体的な質問がありました。アンケートでは「第三者評価の実践を通しての実際について、色々な立場の方の思いや経験を聞けて大変良かった」など、主催者にとって励みになる言葉が寄せられました。今後もこのような独自のセミナーを企画していく予定です。スタッフを手伝って下さった皆さん、参加者の皆様ありがとうございました。(セミナー資料送付できます。ご希望の方はご連絡下さい。資料代500円、送料240円)

< プログラムおよび出席者 >

I 講演「東京都におけるサービスの質の向上への取り組み」

-利用者が自ら必要な福祉サービスを安心して選択できるしくみ-
梶原 洋氏 (東京都福祉局福祉改革推進課 課長)

II シンポジウム

① 利用者・市民・・大和田 喜美子氏 (あだち一万人介護者家族会 理事)

② 第三者評価実施機関・・岡本 仁宏氏 (NPO法人 福祉を拓く会(GOWA) 代表)
葭田 美知子氏 (NPO法人 メイアイヘルプユウ 理事)

③ サービス実施機関・・野崎 博人氏 (NPO法人 サポートハウス年輪
年輪ヘルパーステーション リーダー)
加藤 哲男氏 (東京都東村山ナーシングホーム
介護保健課普及調整係 係長)

~セミナーを終えて~ 司会：新津 ふみ子(代表)

今回のセミナーでは申込、問い合わせが400名程の方からありました。第三者評価がより現実的にとらえられるようになったことの現れであり、次回はもっと広い会場での開催が必要ではないかと感じています。東京都が「福祉サービス評価推進機構」を立ち上げて積極的に第三者評価の推進に取り組みだしており、利用者がサービス評価に様々な形で参加することの重要性を改めて確認しました。

マイアイヘルプユー活動状況報告

① 特別養護老人ホームみずべの苑における第三者評価の実施

平成14年1月より、社会福祉法人うららでの「東京都経営支援補助事業」の一環として、“特別養護老人ホームみずべの苑”において第三者サービス評価事業を実施しています。(株)川原経営総合センターは経営のハード面の強化を、マイアイヘルプユーはソフト面の強化を目的に、第三者評価とコンサルティングを担当しています。

② つくしの会訪問介護センターにおける第三者評価の実施

マイアイヘルプユー独自の第三者評価が有料にて本格的に動き出しました。初めてのお客様は、“つくしの会訪問介護センター”(大阪府堺市)です。平成14年6月より開始し、現在は利用者アンケート調査の回収中です。7～8月にかけて事業者評価と利用者面接を行います。

③ 東京都における福祉サービス第三者評価システムの前期試行の委託

東京都が主体となって行う第三者評価が平成15年から本格実施されるにあたり、平成14年秋からの試行の前試行として東京都における現時点でのシステムを検証するため、“東京都福祉サービス評価推進機構”より委託を受けて保育園における第三者評価を行っています(平成14年6月～)。マイアイヘルプユーにとって保育園のサービス評価は初めてですが、活動の幅を広げるチャンスと考えています。調査員(会員)として保育士の方にも加わって頂いています。

④ 株式会社ジャパンケアサービスにおけるコンサルティングの実施

平成13年4月からの継続事業。訪問看護ステーションの看護婦の力量の向上と地域への定着を目標に、事例検討と業務内容の検討についてコンサルティングを実施しています。

「介護サービスの第三者評価の重要目的の1つである利用者に対する情報提供の内容と提供方法に関する研究」報告書

平成13年4月から平成14年3月にかけて実施した、社会福祉・医療事業団からの助成研究事業の報告書が近日完成します。東京都と宮城県の居宅介護支援事業所(計14ヶ所)に協力を頂き、第三者評価の成果を活用して利用者のサービス選択を支援するポイント「情報を必要とする動機付けがあること」「必要な情報内容があること」「その内容が利用者に提供できること」について研究を行いました。

会員の方に報告書を送付(送料も無料)できます。ご希望の方はご連絡下さい。

今後の事業計画(7月～11月)

- (1) 東京都福祉サービス評価推進機構からの委託による保育園評価の実施
- (2) 第3回会報発行
- (3) つくしの会訪問介護センター(堺市)における第三者評価の実施
- (4) 全国社会福祉協議会主催の研修会に参加(8月21、22日)・別紙ご案内参照
- (5) 第3期(平成13年度)事業年度終了(9月末日)。事業報告書の作成。
- (6) 「介護サービスの質の向上と利用者の参加」セミナーの第2回目を、NPO法人 福祉を拓く会(GOWA)との共催により大阪で開催(10月11日)
- (7) 平成14年度通常総会開催



大阪セミナーに参加希望の方はご連絡下さい。後程詳細をお知らせします。

【監事紹介・大野 幹憲さん(大野・窪木総合法律事務所 弁護士)】

今回は、マイアイヘルプユー監事の大野さんをご紹介します。「仕事を通して高齢化社会について最近思っていること」をテーマに、寄稿して頂きました。

6月23日の日本経済新聞に「高齢者を守れない成年後見制度の空白」という特集記事が掲載されていました。その全文を引用したいくらいですが、要約すると成年後見制度ができてその利用があまりなされず、高齢者を狙った犯罪が後を経たないこと、そして制度が利用されない理由には、制度の利用費用が負担になること、後見人のなり手が少ないこと、さらに申立人の少ないことが挙げられていました。もっとも、個人の全生活を全て第三者に委ねることも、全く委ねずにあくまで自己判断に拠ることも、いずれも非現実的です。問題はその中間にあり、個人の自助努力ができる範囲と第三者に委ねる範囲の調和をいかにしてとってゆくのか、その判断の凌ぎあいが続いています。

私は、施設の管理運営においても同じような視点が必要ではないかと思えます。すなわち、利用者の残存能力の尊重と、第三者が介入すべき所の線引きです。もっとも抽象的には理解できるこの種の線引きも、既に長年の人生を送ってきた高齢者の多様性に即した具体的場面で、一律に適用することはなかなか困難です。なぜならその困難さの中には、きめ細かい適用にはそれだけコストがかかってくるという現実があるからです。さらに、そのための人材の育成もそれほど容易ではありません。しかし、このような困難さがあるからといってただ手をこまねいているわけにはいきません。我々はそのような困難さの中で、施設の評価を通し、高齢者の生活の質の向上を目指して、お手伝いをしてゆく以外にはないのでしょうか。

～ミニメモ～ 監事さんの職務について

- ① 理事の業務執行の状況を監査(監督、検査)すること
- ② 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること
<特定非営利活動促進法第18条より一部抜粋>